

令和6年横審第28号

裁 決

水上オートバイA同乗者負傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官熊谷貴樹出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和4年8月7日12時33分

千葉県保田漁港北方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 水上オートバイA

総 ト ン 数 0.2トン

登 録 長 2.89メートル

機関の種類 電気点火機関

出 力 95キロワット

3 事実の経過

Aは、レンタル水上オートバイとして供される最大搭載人員が3人のFRP製水上オートバイで、a受審人が1人で乗り組み、知人1人を同乗させ、知人1人を搭乗させた浮体を船尾からえい航して全員が救命胴衣を着用し、遊走の目的で、船首尾0.4メートルの等喫水をもって、令和4年8月7日12時32分半保田漁港北方沖合の砂浜を発し、千葉県保田川河口西方沖合に向かった。

ところで、a受審人は、平成17年6月に特殊小型船舶操縦士の免許を取得して水上オートバイを購入後、夏期の間、週末ごとに保田川河口西方沖合を水上オートバイで浮体をえい航した経験を有していたものの、所有の水上オートバイを手放し、10年ほど前からレンタルの水上オートバイを年間1回ないし2回乗るようになり、令和3年3月に一級小型船舶操縦士の免許を取得していた。

また、浮体は、直径約1.2メートルのドーナツ型膨張式ゴム製遊具で、えい航する際には、えい航索として直径10ミリメートル長さ5.5メートルのナイロン製ロープが、同遊具及び船尾のけん引フックに装着したカラビナにそれぞれ係止されていた。

そして、a受審人は、浮体をえい航した状態で発航するので、発航に先立ち、えい航索が機関の吸水口に吸い込まれることのないよう、操縦席の後部座席に乗った同乗者に、同索をコイルした状態にして左手で持たせ、発航後に延出するよう指示していた。

a受審人は、前示の砂浜を発航したのち、12時32分半僅か過ぎ保田港防波堤灯台から013度（真方位、以下同じ。）510メートルの地点で、針路を272度に定め、2.7ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a受審人は、操縦しながら時折後方を振り返り、同乗者がえい航索

を徐々に延出していく状況を認め、12時33分僅か前保田港防波堤灯台から011度510メートルの地点に達したとき、同乗者が同索を延出し終える前に増速すると、浮体の抵抗でえい航索が緊張して同乗者の左手が巻き込まれるおそれがあったが、同乗者が同索を全て延出し終えたように見えたので、増速しても差し支えないものと思い、増速前に同乗者にえい航索の延出状況を確認するなどして、同乗者の安全を確保する措置を十分にとらなかった。

こうして、a受審人は、同乗者に声をかけるとともに増速し、12時33分保田港防波堤灯台から010度500メートルの地点で、Aは、原針路のまま、5.4ノットの速力となったとき、えい航索が緊張して同乗者の左手が巻き込まれた。

当時、天候は晴れでほとんど風がなく、潮候は上げ潮の末期であった。

その結果、同乗者が左示指不全切断等を負った。

（原因及び受審人の行為）

本件同乗者負傷は、保田漁港北方沖合において、浮体をえい航して遊走するため、発航して同乗者にえい航索を延出させる際、同乗者の安全を確保する措置が不十分で、同索を延出し終える前に増速し、えい航索が緊張して同乗者の左手が巻き込まれたことによって発生したものである。

a受審人は、保田漁港北方沖合において、浮体をえい航して遊走するため、発航して同乗者にえい航索を延出させる場合、同乗者が同索を延出し終える前に増速すると、浮体の抵抗でえい航索が緊張して同乗者の左手が巻き込まれるおそれがあったのだから、増速前に同乗者に同索の延出状況を確認するなどして、同乗者の安全を確保する措置を十分にと

るべき注意義務があった。ところが、同受審人は、同乗者がえい航索を全て延出し終えたように見えたので、増速しても差し支えないものと思い、同乗者の安全を確保する措置を十分にとらなかった職務上の過失により、増速して緊張したえい航索に同乗者の左手が巻き込まれ、同乗者を負傷させるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同受審人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 7 年 1 月 1 6 日

横浜地方海難審判所

審判官 米 倉 毅